

—令和3年度—

事業計画

社会福祉法人福角会

多機能型事業所くるみ園

(児童発達支援センターくるみ園)

(保育所等訪問支援事業くるみ園)

(児童発達支援事業 あんよ)

(放課後等デイサービス事業みらい)

令和3年度 多機能型事業所くるみ園

障害児は「小さな障害者 Disabled child」ではなく
「障害のある子ども child with disability」である

児 童 憲 章

われらは、日本国憲法に精神に従い、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福を図るために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- 1、すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2、すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これに関わる環境が与えられる。
- 3、すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疫病と災害から守られる。
- 4、すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、導かれる。
- 5、すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつけかわれる。
- 6、すべての児童は、就学の道を確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7、すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8、すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活が妨げられないように十分に保護される。
- 9、すべての児童は、よい遊びの場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10、すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取り扱いから守られる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11、すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12、すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類と平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

**多機能型事業所 くるみ園 は
全ての子どもが、地域で育ち人から愛され育つ環境を目指します**

1 基本理念

障害児支援の最大の目標は「障害の克服・軽減」ではなく「育つ力の育成」「暮らす力の準備」であり、親・家族への育児支援や子どもが育つ地域の開拓である。このことは日本国が批准した児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）でも、第 23 条で障害児の「尊厳の確保」「参加する権利」「養護者への支援」として規定されている。

多機能型事業所くるみ園は、この理念の下で、発達に「不安や心配」が生じた乳幼児期から、子どもたちが社会の一員として船出する 18 歳までの子ども達そしてご家族を対象として、早期から保護者の育児に寄り添い、地域での暮らしを支える支援を行いながら「すべての子どもが、地域で育ち人から愛され育つ環境」を作り上げる努力をする。

2 基本方針

(1) 児童発達支援事業所 あんよ

発達が「心配・不安」また「育てにくい」と感じられた場面から早期に母子の愛着形成に着眼し、育児に見通しが持てるよう導く努力を行うことを基本方針とする。

(2) 児童発達支援センター くるみ園

毎日通園を基本に子どもの持つ生き抜く力を育むため、理論に裏打ちされた支援力・保育力を駆使し、生活力及びあそびの充実を図る支援を基本方針とする。

(3) 放課後等でサービス みらい

単に放課後の預かり（親の就労支援やレスパイト）という目的ではなく、放課後という時間を活用し、子どもたちの情緒の安定を図りながら様々な社会体験を経験し、成人期への期待を膨らませ、子どもたちの生活の場が、家庭および地域生活に移行していけるよう、準備していく支援を行うことを基本方針とする。

※ キーワード

障害者の権利に関する条約の時代において「障害があっても地域で育ち大人になれば地域で暮らす」という課題は「理想」ではなく「現実」であり「地域社会の義務」となった。

障害児だけでなく子どもに関わるすべての機関や職員が、機関間の壁を取り除き胸襟を開いて「障害児支援＝すべての子どもの支援に臨む」時代が到来している。

Child first（子どもを守り育てることが最優先）を主語に掲げ、子どもが生きる力を最大限に発揮できるように、乳幼児期から一貫性を継続した支援の積み重ねを大切にしたい。

令和3年度 事業計画

多機能型事業所くるみ園
児童発達支援事業あんよ

1、基本方針

児童発達支援事業あんよは、母子通園を活かして集団活動や個別活動を通し、母子の愛着関係を育む機会を設けることを念頭に、子育ての不安についての相談対応を実施していく。また、今後の子どもの成長や次のステージの見通しを保護者と共に立てていく。そして、集団活動の中で発達支援を通して子どもたちの生活面の自立や様々なコミュニケーション手段の獲得により、情緒の安定に働きかけていくことを基本方針とする。

2、重点支援項目

- ①事業所は児童支援利用計画（サービス等利用計画）を基に、子どものストレングスを活かした具体的な個別支援計画を作成し、保護者と子どもが利用目的を理解し、納得して利用できる為の丁寧な説明と、支援を提供する。
- ②職員は保護者が抱える育児不安に丁寧に寄り添う姿勢を大切にし、相談援助技術を身に付ける。
- ③子どもたちの社会性やコミュニケーションを高める保育（あそび）が提供できるよう、保護者と共に全職員は、保育技術を身に付けるべく内部研修を重ね、あんよは、提供する発達支援の具体的な方針を確立する。
- ④地域の各関係機関からの信頼を得るべく、保健、教育、福祉分野との連携を重視し、あんよが掲げる理念が地域の中で受け入れられるよう、各関係機関と積極的にコミュニケーションを図る。
- ⑤多機能型事業所の利点を活かし、児童発達支援センターくるみ園及び保育園との連動を重視しながら、子どもたちの次なるステージへの移行をスムーズに行う。

令和3年度 年間行事計画

児童発達支援事業あんよ

月	園 行 事	園 外 行 事	定 例 行 事
4			◎ 週間行事 衛生検査(月) 発達相談 (随時) ◎ 月行事 園外活動 誕生会 避難訓練 身体測定 職員会 大掃除 安全総点検 ◎ その他 津守検査…前期年1回実施 新版K式発達検査 (適宜) ポーテージプログラム
5			
6	救命救急講座	瀬戸内を囲む幼児通園施設職員研修会(瀬戸内セミナー)	
7		市教育相談 (7. 9. 10月)	
8	児童発達支援センター見学会		
9			
10		福角会祭	
11	七五三		
12	県福祉協会幼児療育研修会	幼児療育研修会	
1			
2	節分 まめまき もちつき		
3			

令和3年度 事業計画

多機能型事業所くるみ園 (児童発達支援センター・保育所等訪問支援事業所)

1 発達支援の基本理念

「発達支援」とは、「障害の軽減・改善」という医学モデルにとどまらず、地域・家庭での育ちや暮らしを支援する生活モデルへの支援を重要な視点としてもつ概念である。障害が確定した子どもへの「(運動機能や検査上の知的能力の向上などの) 障害改善への努力」だけでなく、障害が確定しない段階の子どもも対象として、発達の基盤となる家族への支援や保育所等の地域機関への支援も視野に入れる広い概念であり、「障害のある子ども（またはその可能性のある子ども）が地域で育つ時に生じる様々な課題を解決していく努力のすべてで、子どもの自尊心や主体性を育てながら発達上の課題を達成させ、その結果として、成人期に豊かで充実した自分自身のための人生を送ることができる人の育成（狭義の発達支援）、障害のある子どもの育児や発達の基盤である家庭生活への支援（家族支援）、地域での健やかな育ちと成人期の豊かな生活を保障できる地域の変革（地域支援）を包含した概念」と定義される。

2 児童発達支援センターくるみ園 基本方針

くるみ園は、地域の中核的な児童発達支援センターとして、個別・集団活動及び相談を通じ、発達支援の連続性、継続性が重要である事を重視し、関係者の理解を得ながら子どもの生きぬく力を支援する。併せて、地域支援（療育等支援事業や保育所等訪問支援事業）を展開し、個別支援計画を基本としながら、発達に「困り感」を抱える全ての子どもたちが集団生活に適応する力を育てる。これらの事業を通して地域の子どもの福祉の増進に寄与する。

令和3年度 重点支援項目

1 発達支援技術向上のための内部研修の充実

これまでの歴史の中で、様々な発達支援法を確立してきたが、近年それらの考え方を基にした支援が定着できていない現状がある。今年度は、再度くるみ園の発達支援の柱となる各種発達支援法を内部研修にシリーズで取り上げながら、我々が提供する発達支援のスタイルが普遍的であることを確認し、全ての職員が吸収できるよう取り組む努力を行う。

2 子どもの意思決定を支える発達支援の提供

どんなに重い障害があっても、自分でしたいことを自分で決めたり選んだりすることは可能である。自分の意見を述べることは難しくても、選ぶことは小さい頃からの積み重ねにより身に付けることが出来る。子どものことを信じ、子どもの主体性を大切に活動を進めていくことは、児童発達支援には求められている。

- ① 様々な経験を積むこと（経験しないことは分からないし決められない）。
- ② あらゆる場面で「選ぶ」機会が保障されていること（「選ぶ」経験が「決める」ことにつながる）。
- ③ 意見を自由に言え、間違っても批判されずに聴いてもらえること（「意思表明権」）。

「意思決定」のベースを作るには、幼少期からこれらのことが生活や遊びの中で意図して取り組まなければならない。大人になって、自分の意思の下生活が送れるようになるためにも、日々の発達支援の現場で行われる保育の視点によるあそびを通し、「自分で決めて、自分で選ぶ力」に結びつく発達支援を実践したい。

3 家族支援を重視する

児童発達支援における家族支援は、保護者の就労保障や家庭養育の補完を目的として行われる

ものではない。本来の目的は、子どもが最大限に成長・発達できるようにその基盤となる家庭生活や親子関係を支援するものであり、子どもを中心にいた家族支援であることを理解しなければならぬ。保護者が子どものことを心から愛おしいと思え、様々な発達課題をエンパワメントの視点を持って支援することが大切である。くるみ園では「チャイルドファースト」の理念の下、保護者の気持ちに寄り添って、時間をかけ、丁寧に支えていくためにも、事業所内相談支援に力を注ぎ、職員と保護者が協同で歩んでいける努力を行う。家庭訪問や母子プレー、クラス懇談会や様々な園行事を通して家族支援の在り方を学ぶ1年としたい。

4 地域の核として「多機能型事業所くるみ園」を浸透させる

乳幼児期から学童期の支援を一体的に提供できる事業所は、松山市の北部地域においてはくるみ園だけである。地域におけるセンター的機能の役割を果たす上で、全ての機能が整っている当事業所を広く関係機関から信頼と信用が得られるよう、これまで以上に連携を強化する。又、法人独自の取り組みでもある合同保育、合同遊戯等を活用しながら、子どもたちの次へのステップへの移行を行いながら、通過施設としての役割を果たし、障害があっても地域で共に暮らす地域づくりを目指す。

令和3年度 年間行事計画

多機能型事業所くるみ園

月	園 行 事	園 外 行 事	定 例 行 事
4	入園式 親子通園 クラス懇談会 家庭訪問 健康診断 個別支援計画懇談会 個別支援計画作成会議		◎ 週間行事 衛生検査(月) 水泳(隔週火) 発達相談(随時) 研究日(水・金) 合同保育(火・木) 設定保育(木)
5	親子遠足 合同小運動会 こどもの日 父母の会講座「支援計画」 母の日 発達検査 (津守・稲毛式乳幼児発達検査) 年長児K式検査 試食会 参観日	父母の会学校見学(5月~6月) 介護等体験(5月~随時)	
6	父の日 自由参観週間(グループ活動) グループ活動参観日 救命救急講座 歯科検診	瀬戸内を囲む幼児通園施設職員研修会(瀬戸内セミナー)	◎ 月行事 園外活動 誕生会 避難訓練 身体測定 合同遊戯 母子プレー おもちゃづくり 職員会 給食保健委員会 大掃除 安全総点検 調理担当者検便
7	プール開き 七夕 ちびっこ夜市 個別支援計画懇談会 夏期日課	福角保育園夕涼み会 堀江保育園夕涼み会 市教育相談(7.9.10月)	
8	クラス懇談会 個別支援計画見直し	中四国地区幼児通園施設主任職員研修会	◎ その他 地域自立支援協議会 子ども支援部会 子ども支援小部会
9	健康診断	発達障害児保育セミナー	
10	運動会 交通安全教室	福角会祭	津守検査…前期年1回実施 新版K式発達検査 就学児…前期前半 後期後半 新入園児…前期 継続児…前期から中期 他必要時、随時全員行う。
11	参観日 自由参観週間(グループ活動) 七五三 交通安全教室 マラソン大会 県福祉協会幼児療育研修会	親子のつどい 全国児童発達支援協議会 中四国・九州ブロック研修	
12	総合防災訓練 クリスマス・おゆうぎ会 クラス懇談会	幼児療育研修会	
1	健康診断 自由参観週間(グループ活動)		
2	節分 まめまき もちつき 個別支援計画懇談会 年長児 新版K式検査	特別支援学級連合発表会 入学説明会 体験入学	
3	ひなまつり 個別支援計画作成会議 クラス懇談会 卒園式	幼保小連絡協議会	

心理判定(津守・稲毛式乳幼児発達検査)は、発達相談時にも実施する。

—令和3年度—
放課後等デイサービス事業所 みらい事業計画

1. 基本方針

児童福祉法、及び障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に基づき、利用者のニーズに応じた個別支援計画を作成し、その計画に基づきながら在宅の利用者が住み慣れた地域での生活が送れるように、卒業後の生活を見据えた情緒の安定・気持ちの表出・生活スキル・作業スキル・ソーシャルスキルの向上等を目的とした支援を行う。

年齢や障がい特性に応じて、総合的なニーズを確認していきながら計画的にサービスを提供すると共に、保護者と一緒になって子育てを支える環境作りを行う。

2. 事業所の重点目標

- ①自分の気持ちの表出や相手の気持ちの理解、集団でのルール作り等、学校卒業後の生活を見据えた情緒の安定を図る。
- ②他事業所と連携しつつ、卒業後の生活を見据えた作業体験を日課の中に取り入れていく。
- ③利用者のライフステージに応じた活動を提案すると共に、卒業後の生活をイメージできるよう情報提供や見学・相談を適宜実施していくと共に、家族を対象とした研修会を開催、地域に公開する。
- ④家族参加型イベントや等家族と一緒に活動を行う活動を提案し、家族同士の繋がり作りや子どもと一緒に楽しめる活動機会を提供していく。
- ⑤現状の地域資源の状況を踏まえつつ、相談支援専門員と連携し利用者・家族のニーズに即した利用環境を提案していく。
- ⑥ホームページを刷新し、事業所の内容のみならず研修会の内容、実習・ボランティア等の受け入れ方法を公開していくことで、地域に向けての情報発信を広げていく。
- ⑦社会福祉士等の実習、ボランティアの受け入れを通じ、次代の福祉を担う人材育成を行うと共に、開かれた施設作りを目指していく。

3. 事業の一日の流れ 【放課後等デイサービス事業】

① 平日（放課後）			
時間帯	内 容	時間帯	内 容
13:00	事業所出発～しげのぶ特別支援学校～ みなら特別支援学校	13:30	事業所出発（堀江小学校・粟井小学校・和気小学校 北条小学校 愛大附属特別支援学校）
14:25	しげのぶ小学部終業	14:30	
14:35	みなら小学部終業（学内待機）		事業所到着
15:15	しげのぶ中・高等部終業	17:30	おやつ 各種活動
15:25	みなら中・高等部終業 （送迎車で下校）		
16:15	事業所到着 おやつ・各種活動	18:00	事業所出発
17:30	事業所出発		
18:00			

② 土日・祝日・長期休暇時	
時間帯	内 容
8:00	事業所出発
10:00	事業所到着 各種活動
12:00	昼食・休憩 各種活動
15:00	おやつ
16:00	事業所出発
18:00	事業所到着

4. 支援の具体的内容

(1) 各種活動

① 遊びを通じた療育活動

- ・ブロック等を使った創造力の育成
- ・バランスボードやトランポリン、ムーブメント運動を使った感覚統合

② 運動活動

- ・散歩やプール【夏期のみ】を使った健康支援

③ 学習活動

- ・持参の学習教材・数字や言葉等、生活の中で使うことのできる力の育成
- ・気持ちの理解・表出や各種ソーシャルスキルトレーニングの実践

④ 音楽活動

- ・ミュージックケア、リトミック活動を通しリズム力の育成及び情緒面のケア

⑤ 創作活動

- ・陶芸等制作活動 うちわ等季節の品物の作成 書道体験等個別の制作活動

⑥ 各種体験活動

- ・おやつ作り 買い物体験 釣り堀、ピザ作り体験 昼食体験 作業体験等

⑦ 機能訓練

- ・専門職による各種機能訓練 月4回 第1～第4木曜日

(2) 生活支援

① 健康管理

- ・利用時の検温、体調不良時の家族、医療機関等の連携等健康面の支援

② 食事支援

- ・食事の際のマナー等の支援

③ 排泄支援

- ・トイレの誘導等の支援

(3) 相談等

- ・日常生活の中での助言、相談
- ・相談支援専門員との連携、他の福祉サービスの情報提供・サービスの斡旋や利用方法の助言
- ・保育所と連携しての就学相談や学校と連携しての個別支援計画の作成

(4) 送迎サービス

【平日】 みなら特別支援学校 しげのぶ特別支援学校 愛媛大学附属特別支援学校
堀江小学校 粟井小学校 和気小学校 北条小学校（その他の学校は要相談）

【休日】 各家庭

(5) その他

- ① ホームページ・園便り等を通じ、活動内容・予約状況等についての発信を行う
- ② イベントを通じて地域貢献の機会を設け、家族と協働した活動の提案や福祉施設の持つ資源を地域に

還元していく

- ③ 家族参加型のイベント等を通じ、利用者を支える家族に対する相談・支援を行い、在宅の利用者・家族のもつニーズの掘り起こし、あるいはサービスに対しての疑問等の解消に努めていく
- ④ 卒業後の生活がイメージできるよう、グループホームの見学や作業体験を計画的に実施していく

5. 関係機関との連携

事業の実施にあたっては、下記の機関と連携を密にし、利用者の適切な支援とサービスの提供に努める。

- ① 当該市町及び児童相談所、学校等
- ② その他の放課後等デイサービス事業所や福祉サービス事業所、相談支援事業所等
- ③ 併設の児童発達支援センター及び保育所等訪問、又法人内他事業所

6. 緊急時の対応および安全管理

サービス提供時の利用者の安全・病状の変化・事故等については下記のとおり、適切な対応に努める。

- ① 家族への連絡等の措置
- ② 主治医やかかりつけ医療機関への連絡を行う等の措置
- ③ 救急医療機関への搬送等の措置
- ④ 事業所の管理者への連絡等の措置